高校生等奨学給付金制度について
《家計急変世帯が対象になります》

～令和７年(2025 年)度北海道公立高校生等奨学給付金（家計急変）～

【制度の概要】

授業料以外の教育費（教材費、教科書費、通信費、学用品費等）負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯（専攻科に通う生徒にあっては、非課税世帯のほか、下記給付金額欄の区分に該当する世帯を含む。）に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

保護者等の失職等により収入が減少し家計が急変した世帯で、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯（専攻科に通う生徒にあっては、非課税世帯のほか、下記給付金額欄の区分に該当する世帯を含む。）に相当する場合に、支給の対象となります。

対象となる世帯(次の全ての項目に該当する世帯)

・基準日に保護者（親権者）が北海道内に住所を有していること。
　＊　保護者の方が北海道以外に在住の場合は、お住まいの都府県にお尋ねください。
・基準日に高校生等が在学していること。
・家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯（専攻科に通う生徒にあっては、非課税世帯のほか、下記給付金額欄の区分に該当する世帯を含む。）相当であると認められること。
　＊　生活保護世帯の場合は従来の奨学給付金の申請を行ってください。

◇基準日とは･･･７月１日以前：令和７年７月１日
７月２日以降：申請した月の翌月１日

給付金額（生徒１人あたりの支給額）

区　　分	全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯	143,700	50,500	50,500
生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円未満である世帯			10,100
生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満かつ扶養する子が３人以上いる世帯			10,100

年収見込基準額（非課税相当の世帯の例）

世帯構成	年収見込額
３人世帯	2,216,000 円未満
４人世帯	2,716,000 円未満
５人世帯	3,216,000 円未満

申請書類（添付書類）

・北海道公立高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（様式第 1-3 号）
　＊各学校の事務室で配布していますので、配布希望者は学校事務室に申し出てください。
　道教委のホームページからもダウンロード可能です。
　（http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/kakeikyuhen.htm）※７月上旬掲載予定
・口座振込申出書（様式第３号）
・保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
　＊離職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等
・家計急変前及び急変後の収入を証明する書類
　【家計急変前】課税証明書等
　【家計急変後】会社作成の給与見込、直近３ヶ月の給与明細、税理士及び公認会計士の作成した書類等
・保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類
　＊有効期限内の健康保険証の写し等（扶養親族全員分）、課税証明書（扶養親族全員が記載されているものに限る）等

＊　家計急変による給付金は、個人番号による照会が行えないため、課税証明書等を提出してください。

提 出 期 日

・７月１日以前に家計急変した場合⇒・令和７年 8 月 25 日までに提出してください。
・新入生で早期給付を希望の場合は、令和７年７月 28 日までに提出してください。
・７月２日以降に家計急変した場合⇒　随時提出してください。

＊　申請に必要な証明書などの取得に時間を要し提出期日に間に合わない場合は、柔軟に対応しますので学校の事務担当者にお問い合わせください。

お 問 合 せ 先

《国立・市町村立高等学校の場合》

在学する高等学校の事務室（011－561－1221）か学校教育局高校教育課学校制度係（011-204-5760）までお問い合わせください。

《保護者等が道外に在住している場合》

居住している都府県に申請することとなります。都府県により支給方法等が異なりますので、都府県のホームページや教育委員会に確認し、申請者が直接申請を行ってください。